

第20号様式記載の手引（浜田市）

1. この申告書の用途等

- (1) この申告書は、仮決算に基づく中間申告（連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、浜田市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する場合、浜田市長に1通を提出してください。
- (3) 令和元年度税制改正により、市町村民税法人税割の税率が改正され、令和元年10月1日以後に開始する事業年度（又は連結事業年度）については、改正後の税率が適用されますので留意してください。
- (4) 法第292条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録）を、同条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

2. 各欄の記載のしかた

- (1) 「※処理事項」は記載する必要はありません。
- (2) 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に記載してください。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。
- (3) 連結法人及び連結法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額 ①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額 ④」の欄までは記載せず、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ⑤」の欄に第20号様式別表1の⑦の欄の金額を記載してください。

1「法人番号」 平成28年1月1日以後に開始する事業年度分又は連結事業年度分の申告にあっては、法人番号（13桁）を記載してください。
2「法人名」 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。
3「所在地」 本店の所在地を記載してください。 なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、浜田市内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等の所在地も併記してください。
4「この申告の基礎」 法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合にあっては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日）を記載してください。
5「事業種目」 事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。
6「期末現在の資本金の額又は出資金の額」 期末（中間申告の場合にあっては、その計算期間の末日）現在の資本金の額又は出資金の額（法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」における、32の④の欄の金額）を記載してください。
7「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」 期末現在における資本金の額（法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」における、32の④の欄の金額）及び資本準備金の額（法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」における、33の④の欄の金額）の合算額を記載してください。
8「期末現在の資本金等の額」 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載してください。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第292条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第292条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額
9「市町村民税の申告書」 空欄は、次のように記載してください。 (1) 法人税の中間申告書に係る申告の場合は、「中間」 (2) 法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除きます。）又は連結確定申告書に係る申告の場合は、「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正中間」又は「修正確定」 ※修正申告の場合は、「この申告の基礎」の欄にも記載してください。
10「法人税法の規定によって計算した法人税額 ①」 法人税の申告書（別表1。以下「別表1」といいます。）の10欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載します。 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1の10欄の上段に外書として記載された金額）、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額及びリース特別控除戻税額（別表1の5の欄の金額）並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載してください。

<p>11 「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②」 下記の金額はそれぞれに定める法人税の明細書の欄の金額を記載してください。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項から第3項まで（一般試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(8)）の25の欄の金額 ※租税特別措置法第42条の4第4項から第6項まで（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6(12)）の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(16)）の25の欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(17)）の25の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6(18)）の19の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6(19)）の18の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6(20)）の39の欄の金額 (8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(21)）の10の欄の金額 (9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6(27)）の22の欄の金額 ※租税特別措置法第42条の12の5第2項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (10) 租税特別措置法第42条の12の6第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6(30)）の16の欄の金額 (11) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等は除きます。）法人税の明細書（別表6(32)）の35欄の金額</p>
<p>12 「還付法人税額等の控除額 ③」 第20号様式別表2の3の④の「計」の欄の金額を記載してください。</p>
<p>13 「退職年金等積立金に係る法人税額 ④」 法人税の申告書（別表19）の12の欄の金額を記載してください。 ※第20号の2様式の申告書を提出する法人も記載してください。</p>
<p>14 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額①+②-③+④ ⑤」 (1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、浜田市にのみ事務所等を有する法人 ①+②-③+④の金額 (ロ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人 第22号の2様式の⑤の欄の金額 (ハ) 連結法人及び連結法人であった法人 第20号様式別表1の⑦の欄の金額 (2) 「課税標準」の欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載してください。</p>
<p>15 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑤/②×③) ⑥」 (1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、浜田市にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載してください。 (イ) ⑤の欄の金額を②の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち②の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に③の欄の数値を乗じて得た額を記載してください。 ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載してください。 (ロ) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載してください。 ※「課税標準」の欄の金額は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の浜田市の金額と一致します。</p>
<p>16 「市町村民税の特定寄附金税額控除額 ⑦」 第20号の5様式の⑨の欄の金額を記載してください。</p>
<p>17 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑧」 第20号の3の2様式の⑨の欄の金額（2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑫の欄の浜田市の金額）を記載してください。</p>
<p>18 「外国の法人税等の額の控除額 ⑨」 第20号の4様式の⑬の欄の金額（2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑲の欄の浜田市の金額）を記載してください。</p>
<p>19 「差引法人税割額⑤-⑦-⑧-⑨-⑩又は⑥-⑦-⑧-⑨-⑩ ⑪」 この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載してください。 なお、浜田市内に恒久的施設を有する外国法人は第20号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。</p>
<p>20 「既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑫」 既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含みます。）の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第20号の2様式の申告書の①又は②の欄の金額についても記載してください。</p>
<p>21 「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑬」 「⑪の欄の金額-⑫の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載してください。 この場合において、その金額が負数となる場合は記載しないでください。</p>
<p>22 「算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑭」 この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載してください。 ※算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。</p>
<p>23 「 円×$\frac{⑮}{12}$ ⑯」 この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載してください。 ※均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。 ※ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。</p>

24 「この申告により納付すべき市民税額⑭+⑯ ⑰」
 ⑭又は⑯の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑭又は⑯の欄を“零”として計算してください。

25 「⑰のうち見込納付額 ⑱」
 法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限りません。）を含みます。）が市民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載してください。

26 「浜田市内に所在する事務所、事業所又は寮等」及び「分割基準」
 2以上の市町村に事務所等を有する法人が従たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合に記載します。なお、本店所在地が浜田市である場合は必ず22号の2様式を添付してください。
 この場合における分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の末日現在における従業者の数をいいます。
 ただし、次に掲げる事務所等については、それぞれ次に定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。

(1)算定期間の中で新設された事務所等

$$\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(2)算定期間の中で廃止された事務所等

$$\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(3)算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等

$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$$

なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げてください。
 ※主たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合は、記載する必要はありません。

27 「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」
 算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等であっても、算定期間の末日現在における従業者の数を記載してください。
 ※この従業者数と分割基準となる従業者数は異なる場合があります。

28 「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」
 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）を記載してください。

(1)資本金等の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における、36の④の欄の金額を用いてください。

(2)連結個別資本金等の額は、法人税の明細書（別表5の2(1)付表1）の「Ⅱ 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」における、30の④の欄の金額を用いてください。

29 「法人税の申告書の種類」
 次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれに定める申告書の種類を○印で囲んでください。

(1)法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法人・・・「青色」

(2)その他の申告書を提出する法人・・・「その他」

30 「翌期の中間申告の要否」
 次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んでください。

(1)連結申告法人以外の法人にあつては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうち特別控除取戻税額等がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項（同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）の規定によって中間申告をする必要のある法人を含みます。）

(2)連結申告法人にあつては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人

31 「法人税の申告期限の延長の処分の有無」
 次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んでください。

(1)法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人（同法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）

(2)連結申告法人のうち、法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人（同条第3項の規定において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

32 「還付請求税額」
 中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。
 この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑭の欄又は⑯の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。

33 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」
 2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとするものが記載してください。
 この場合に記載する金額は、⑭の欄に記載した金額と同額になります。

均等割の税率		
資本金等の額	浜田市内に有する事務所等の従業者数	均等割額(年間)
50億円超	50人超	3,600,000円
	50人以下	492,000円
10億円超 50億円以下	50人超	2,100,000円
	50人以下	492,000円
1億円超 10億円以下	50人超	480,000円
	50人以下	192,000円
1千万円超 1億円以下	50人超	180,000円
	50人以下	156,000円
1千万円以下	50人超	144,000円
	50人以下	60,000円
上記に掲げる法人以外の法人		60,000円

法人税割の税率	
平成26年9月30日以前に開始した事業年度分	14.7%
平成26年10月1日以後に開始した事業年度分	12.1%
令和元年10月1日以後に開始する事業年度分	8.4%